## 第2節 悪臭防止法 (悪臭防止法に基づく規制地域の指定等)

## 1.規制地域

別表第1の市町名の欄に掲げる市町の区域のうち、同表の基準日の欄に掲げる日において都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定による都市計画に定められている同法第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域

注 富山市も同様である。(以下、規制基準についても同様)

## 別表第1

市	町	名	基	準	日
高魚	岡	中	平成1	8年3月	31 日
魚	津	市	同		上
氷	見	市	同		上
氷 滑 黒	Ш	市	同		上
黒	部	市	同		上
砺	波	市	同		上

市	町	名	基準日
小	矢 部	中	平成 18 年 3 月 31 日
南	砺	市	同 上
上	市	囲丁	同 上
立	山	町	同 上
入	善	囲丁	同 上
朝	日	町	同 上

## 2.規制基準

(1)事業場の敷地の境界線の地表における規制基準

(1)事業物の旅地の境が高の	規制	
特 定 悪 臭 物 質 の 種 類 📗		を
ア ン モ ニ ア		
, , ,	2 ppm	1 ppm
メチルメルカプタン	0.004 ppm	0.002 ppm
硫 化 水 素	0.06 ppm	0.02 ppm
硫化メチル	0.05 ppm	0.01 ppm
二硫化メチル	0.03 ppm	0.009 ppm
トリメチルアミン	0.02 ppm	0.005 ppm
アセトアルデヒド	0.1 ppm	0.05 ppm
プロピオンアルデヒド	0.1 ppm	0.05 ppm
ノルマルブチルアルデヒド	0.03 ppm	0.009 ppm
イソブチルアルデヒド	0.07 ppm	0.02 ppm
ノルマルバレルアルデヒド	0.02 ppm	0.009 ppm
イソバレルアルデヒド	0.006 ppm	0.003 ppm
イ ソ ブ タ ノ ー ル	4 ppm	0.9 ppm
酢 酸 エ チ ル	7 ppm	3 ppm
メチルイソブチルケトン	3 ppm	1 ppm
ト ル ェ ン	30 ppm	10 ppm
ス チ レ ン	0.8 ppm	0.4 ppm
キ シ レ ン	2 ppm	1 ppm
プロピオン酸	0.07 ppm	0.03 ppm
ノ ル マ ル 酪 酸	0.002 ppm	0.001 ppm
ノ ル マ ル 吉 草 酸	0.002 ppm	0.0009 ppm
イ ソ 吉 草 酸	0.004 ppm	0.001 ppm

備考 この表に掲げる工業専用地域とは、規制地域のうち都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業専用地域をN N、その他の用途地域とは規制地域のうち工業専用地域以外の区域をNう。